

議案第 3 3 号参考資料 2

利根町国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条から第 6 条まで省略 (出産育児一時金) 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万 8 千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 第 8 条以下省略	第 1 条から第 6 条まで省略 (出産育児一時金) 第 7 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万 8 千円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。 2 (略) 第 8 条以下省略 <u>附 則</u> (施行期日) <u>1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u> (経過措置) <u>2 施行日前に出産した被保険者に係る利根町国民健康保険条例第 7 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従事の例による。</u>